

〔岡部 拓氏博士論文審査要旨〕

論文題目

中小企業金融の債務保証制度の比較法的研究

——アルゼンチンの

相互保証会社を中心として——

審査委員 主査 中川 和彦

副査 滝沢 隼代

副査 今野 裕之

一 論文の概要

報 本論は、最近、一九九五年アルゼンチンに導入された「相互保証会社」制度に焦点を合わせながら、その母法であるフランスの制度、またそれを継受するとともに、アルゼンチン法の直接の母法となったスペイン法を比較法的に考察する。相互保証会社とは、簡単に言えば、中小企業等が出資をして会社を設立し、その会社が、排他的に、その社員である中小企業への貸付金融機関にたいし債務保証をなす

ことを主たる目的とするものである。言わば、中小企業が自力救済をはかるためにされる会社である。と同時に、アルゼンチンの「相互保証会社」制度を通じて、「会社」の本質についても検討し、併せて、アルゼンチン法の特徴の一端も明らかにしようとする。そして、我が国における中小企業金融の円滑化のための公的の債務保証制度として存在する信用保証協会に代わる、あるいは補完する機関として「相互保証会社」制度の導入を提唱する。

本論文は、本文が四章に分かれ、第一章で、比較法学の研究対象としてラテン・アメリカ法を取り上げる理由を、第二章で、我が国における中小企業金融の円滑化のための公的の債務保証制度である信用保証協会について述べ、第三章で、アルゼンチンの制度の沿革をフランスに遡って、探究し、第四章で、アルゼンチン法の直接の母法であるスペインにおけるその制度について論述する。第五章でアルゼンチンにおけるこの制度を素描し、問題点を論じ、第六章が結論となっている。さらに、付録として、フランス、スペイン、アルゼンチン三国の関係法令の訳語を収録する。以下、本論文の要旨を章を追って紹介する。

第一章 序論

我が国において、外国法研究という場合、我が国の法継受の歴史的事情から、ドイツ、フランス、及び英米法の研究が中心であり、法継受に重きをおく、所謂、継受比較法が活発である。これに対して、ラテン・アメリカ諸国の法という場合、我が国の法と法継受の直接の関係がないため、研究があまり行われていない。しかし、ラテン・アメリカ諸国は欧米諸国、特にラテン系諸国の法を継受しており、このような意味で、俗な表現が許されるならば、我が国の法と近い親戚にあたるようなものと言える。もつとも、ラテン・アメリカ諸国は欧米諸国の法を継受しているとはいうものの、受け入れた国の社会、経済、政治などの環境に対応して、変容がみられることはいうまでもない。このような事情を前提として、論文提出者は、比較法学の対象として、ラテン・アメリカ法を研究する意義についての内外の学説を紹介する。それらを踏まえて、提出者は、ラテン・アメリカ諸国が欧米諸国の優れた立法を積極的に採用しているが、ラテン・アメリカ諸国の特徴の一つでもある急激な社会変革の中における法の機能の研究を通じて、法のあるべき姿というようなものを見出すことにラ

テン・アメリカ法研究の意義を求めようとする。

そして、具体的な研究対象として、ラテン・アメリカの中にあって法律学の学問水準の高い、アルゼンチン法を組上に乗せ、その「相互保証会社」制度を、論文提出者は取り上げる。この制度をアルゼンチンはスペインから、スペインはフランスから継受しているが、その内容は決して同一ではなく、受容の都度、変容しており、それは、それぞれの国の状況を反映しているためであると、提出者は指摘する。

第二章 我が国の信用保証制度 信用保証協会

我が国において、中小企業の債務保証をなす主たる組織として信用保証協会が存立する。その基本財産は、地方公共団体の「出損金」、金融機関等による「負担金」、及び信用保証協会の収支差額により積み立てられる「基金準備金」によって構成されるが、信用保証協会の主たる業務は、中小企業等が銀行その他の金融機関からの資金の貸付け、手形の割引又は給付を受けることなどにより、金融機関に対して負担する債務の保証をなすことである。この信用保証協会を支援する組織として「中小企業総合事業団」が設

置されており、債務の保証等についての保険、及び信用保証協会に対する資金の貸付けが目的であり、信用保証協会の運営資金が地方公共団体からの出損金に重きがおかれていること、協会の役員選任について、都道府県知事（市長）がその任免権を有することなどから、信用保証協会の公的性格が見い出される。

この他、民間の保証組織として、信用共同組合があるが、その数は少なくないが、規模は小さく、社会的信用度も低い。また、株式会社組織の信用保証会社が十二社あるが、一般化されているものではない。

第三章 フランスの相互保証会社

我が国の中小企業の信用補完制度と異なつて、中小企業自らが結集してその債務保証をなさせる「相互保証会社」はフランスに起源する。論文提出者は、この制度に関する立法の沿革を二〇世紀初頭にさかのぼらせて、フランスにおけるこの制度を素描する。フランスでは、一九世紀末のその国における地方銀行の経営危機と中小企業の抱える担保・信用力の欠如を是正し、中小企業金融を円滑化するため、庶民銀行と相互保証会社の制度が一九一七年法により

発足する。その特徴は金融機関と相互保証会社が有機的に関連をもつて、新たな金融システムを構築したことである。その後、国家契約金庫の創設とその傘下での相互保証会社の設立、また、一九五三年から同金庫による再保証制度の構築によつて、相互保証会社制度が発展していることを提出者は叙述する。

第四章 スペインの相互保証会社

スペインは、一九七八年、法規制令第一八八五号で相互保証会社制度を導入する。しかし、新しい金融システムの構築を目指したフランスの制度とは異なつて、既存の金融システムに独立して、相互保証会社を存続、発展せしめようとする。

スペインでは、相互保証会社内に二種類の社員がおかれる。一つは、会社のなす保証を享受する「被保証社員」で、中小企業の参加を促進し、他は、会社の運営資金の出損等から、国あるいはそれに準ずる組織を「基幹社員」として資本参加させることなどを予定し、その組織構造をより合理的なものとしている。

スペインでは、相互保証会社は、債務保証をなすことを

主な目的とし、社員の有限責任を前提とする可変資本制を採用する「会社」であつて、会社資本の最低額は三億ペセタで、全額払込制である。設立について免許主義がとられ、被保証社員は、設立時に一五〇名を要する。会社の統治機関として、社員総会、取締役会、会計検査役が置かれるが、株式会社とそれらと職務権限が同一ではない（特に、社員総会は原語では同一の名称であるが、権限が異なるので、日本語では異なる訳語を付している）。相互保証会社の財政基盤確立のため、その資本の最低額がかなり高額の法定されている上に、保証基金と技術的準備基金の制度が定められている。保証基金は、原則として、被保証社員の出資をもつて創設されるもので、その法的性質について種々の疑義があつたため、一九九四年法で、技術的準備基金の制度が設けられた。これは、相互保証会社のなす積立、自治体、その他の公的機関の助成金、寄付等により構成される。

さらに、一九八〇年、八〇億ペセタを限度として、相互保証会社に対する国による保証の付与が認められ、一九八一年、二次保証公私合弁会社が設立され、一九八二年、再保証会社制度が創設され、一九九四年、これらの二次保証

公私合弁会社と再保証会社が統合され、スペイン再保証株式会社となつている。このように、スペインでは、相互保証会社による保証、再保証株式会社による再保証、という構造をもつて、中小企業金融の円滑化のための債務保証とその再保証制度が確立されている。

第五章 アルゼンチンの相互保証会社

アルゼンチンは一九九五年に法律第二四四六七号をもつて相互保証会社の制度を導入した。この国は、少なくとも、近時、その国家経済力が脆弱であつたため、中小企業金融の円滑化に対して、国が前端的に財政支援をすることは容易ではなく、中小企業の自力救済も含めて、民間の活力を用いることが、相互保証会社制度の導入の背景にあつた（立法趣意書、参照）。

相互保証会社の設立にあつて、登記に先立つて、営業の認可を必要とする。アルゼンチンでは、株式会社等の設立について免許主義がとられているため、相互保証会社の設立は、設立認可と営業認可と二重のチェックを受けるのであり、また、模範定款は中小企業庁の作成するところであり、その採用が任意であるとしても、行政側の介入の色

彩が強い。

相互保証会社は、スペインのそれと同様に、被保証社員と基幹社員により設立される。被保証社員は中小企業であることを要し、「株式」の引受けをなすが、その員数は当初、最低二二〇名であったが、二〇〇〇年の改正で、監督官庁が設立地に応じて定めることとされている。基幹社員は会社資本及び危機準備基金に対し出資をなすものである。その員数について規定はないが、その出資比率は会社資本の五〇%を超えることはできない。当然のことながら、被保証社員と基幹社員の兼任は禁止されており、また、「会社」は基幹社員について保証契約を締結することは出来ない。

会社資本の最低額は、監督官庁（中小企業庁）の決定に委ねられており、二四万ペソで、株式会社の場合と同様に、可変資本制がとられ、定款所定の額の五倍まで、定款の変更なしに、増加することができる（授權資本制と同じ）。

報 相互保証会社では特殊な基金、危機準備基金が積立てられている。これは、貸付けの際の事故を円滑に処理するためのもので、会社の利益による割当て金、会社が受ける寄付、助成金、基幹社員による出資、等により構成され、会

社の資産である。なお、被保証社員に相応する利益の一部は、社員総会の決定により、危機準備基金に積み立てられることが予定されており、この意味で、被保証社員の参加は、利益配当目当てではなく、「会社」から保証を受け、金融機関からの貸付けを受けることであることがわかる。被保証社員と基幹社員には、財産上の権利について差異が認められる。

会社の統治機関、すなわち、社員総会（株主総会）、取締役について、株式会社の場合と同様な規定がおかれるが、細かくみると、かなり相違する。一つだけ指摘すれば、取締役の員数は三名と確定され、一名は被保証社員により、一名は基幹社員により、一名は任意の選任とされる。

これは、基幹社員の取締役会における優遇的地位の可能性、基幹社員の意思が会社経営により反映されうることを認めるものであると、論文提出者は指摘する。相互保証会社の監査・監督制度について、総会により任命される三名の監査役による監査の他、株式会社に関する規定が準用されることから、国による監督、すなわち、行政的監督制度にも服するものであり、さらに、これと並行して、監督官庁である中小企業庁の監督も受ける。

アルゼンチンでは、リスクの保険をなし、分散化するスペイン再保証株式会社のような組織はない。このため、金融機関が相互保証会社のなす保証の受諾に対する消極的な姿勢という問題に対処するため、アルゼンチン中央銀行は、補足的規範発令権を行使して、相互保証会社のなす保証について、金融機関側によるその受領を促進する措置を講じている。論文提出者は、現地調査の成果でもある資料に基づいて、この措置の内容を細かく紹介する。その後、二〇〇〇年に、アルゼンチン政府は一億ペソの基金を設け、これをもって、相互保証会社のなす保証の再保証ならびに金融機関に対し直接的に保証を与える、という二本立ての制度を打ち出している。

アルゼンチンでは、中小企業金融について、公的支援を最小限にとどめ、その自力救済も含めて、民間の活力を積極的に用いようとする姿勢をとっている。アルゼンチンにおいて、この制度が導入されてから六年を経過して、既に相互保証会社六社の設立が確認できており、この制度が発展をみているようである。そして、この制度を発足させた一九九五年法が二〇〇〇年に改正されているが、このことはこの制度への需要が多いことを示すものであろう、と論

文提出者は指摘する。

第六章 結論

アルゼンチンは、欧州諸国で発達した相互保証会社制度を、その国の財政力が芳しくない状況で、可能な限り国家財政に負担をかけないように、その国の社会的・経済的環境に即するような形で導入している。このアルゼンチンの制度は、我が国の信用補完制度の再考ないし改善に資する一つの先例であり、論文提出者は結論として、この制度の導入を提唱する。

二 審査の要旨

本論文は、我が国でまだ紹介されていない相互保証会社制度をアルゼンチン法に焦点を合わせながら、考察するものである。ラテン・アメリカ法は、地理的に遠隔であることもあって、我が国では、その研究は活発ではない。この論文で示される研究は、その空白の幾分かを充足するものであり、それだけに、我が国の比較法学における意義は大きい。

つぎに、この論文の特色を幾つかあげよう。

第一に、アルゼンチンの相互保証会社制度の立法の沿革にさかのぼってその由来する源を探究し、欧州の法制度から派生するが、それにも拘わらず、アルゼンチンの経済・社会の状況に対応しながら、立法・運用が行われていることを明らかにしている。

第二に、相互保証会社「会社」の原語は *sociedad* で、これは、フランスの *société* に由来する語であり、会社Ⅱ契約説は、アルゼンチンでも伝統的な考え方である。また、商法上の会社は営利性を帯びる。しかし、相互保証会社は、その社員である中小企業に保証を与え、その際受取る手数料等によって利益をあげるものであり、この点、不特定多数の者との取引によって利益をあげる、本来の「会社」の概念と同一ではなく、相互扶助を目的とすることから、協同組合に類似し、新しい、特異な「会社」である。そして、アルゼンチンも含めて、ラテン・アメリカでは、有限责任個人企業の立法論があり、また会社形態をとる一〇〇% 国家出資企業が少なくなく、「会社」の概念は多義的となっており、その再考を求められている事情を論文提出者は指摘する。

第三に、アルゼンチンでは、株式会社に対して行政的監督が行われているが、相互保証会社についても、株式会社に関する規定が準用されているため、この監督がおこなわれる。この監督官庁の決定・見解は、実務上、判例に劣らず重要と言われる。その上、相互保証会社の監督官庁である中小企業庁に多くの点で裁量権が認められており、行政による多くの規制がある。アルゼンチンも含め、ラテン・アメリカ法において、行政権の優越ということが説かれるが、相互保証会社制度の考察からも、このような特徴が再確認されている。

第四に、従来、ラテン・アメリカ法研究の困難な理由の一つとして、文献・資料の入手難があげられることがあったが、論文提出者は、異常な努力の下にアルゼンチンに赴き、資料・文献の収集にあたり、また関係官庁・金融機関を訪問し、調査している。付録資料として添付した関連法令の翻訳は、無論、我が国では未紹介のものである。これらは、論文提出者の学問研究に対する熱意、入念な研究態度、また、現場主義を示すものである。

もつとも、難をいえば、本論文の叙述がやや平板的であるという感じがないわけではない。しかし、この論題につ

いて先行する研究が我が国にまだなく、紹介すらなされて

おらず、概論的な叙述を余儀なくされたことも考慮にいれなければなるまい。さらに、欲をいえば、相互保証会社も会社である以上、アルゼンチン会社法上の論点、また、相互保証会社の保証を利用できない零細企業、庶民に対する金融の問題、法源についての一層の検討もあるが、これらは本論文の主題から外れるもので、論文提出者の今後の研究に期待すべき事柄であり、本論文自体の欠点とはならないであろう。

三 最終試験の結果

審査委員三名は、平成十四年二月四日、論文を中心として、これに関連のある学科目について最終試験を行い、合格と判定した。

四 学位授与の可否についての意見

論文審査と最終試験の結果、本論文については、成城大学大学院より、博士（法学）の学位を授与することができる

と認める。
平成十四年二月十四日